



○長野県告示第408号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成14年8月5日以降の貸付けに係る貸付金から適用する。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

第2条第7号中「及び県内に店舗を有しない信用組合（以下「特認信組」という。）」を削る。

第6条第2項中「特認信組の」を「知事が特に認めた信用組合の」に改め、「（特認信組にあっては、県内を営業区域とする店舗）」を削る。

産業振興課

○長野県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
下諏訪町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

下諏訪都市計画下水道事業 下諏訪町公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年1月9日から

平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和50年長野県告示第11号、昭和54年長野県告示第268号、昭和57年長野県告示第12号、昭和61年長野県告示第445号、昭和63年長野県告示第349号、平成2年長野県告示第698号、平成8年長野県告示第336号の事業地のうち下諏訪町字大橋前、字矢木西、字福之神、字河原、字外河原、字汐口、字櫻井田、字後道、字継子神、字蚊無川、字医王渡、字御手洗川、字鳥居前、字諏訪下社、字宮坂、字鳥居前西、字下馬脇、字前田、字矢木東、字矢木崎、字大道上、字中汐、字矢木東久保田、字櫻垣外、字松之木田、字花返、字町尻、字下町、字平澤、字原平澤、字屋敷添、字原東、字原中、字原中澤、字原田中、字田中、字東下馬脇、字大門東、字大門前、字鳥居前東、字原宮坂、字石窟、字羽場、字天白、字横大門、字山之上、字宮ノ上、字寺裏、字櫻之木、字久保、字横町、字御田、字平沢、字塚田、字蛭田、字宮津子、字蛭田添、字横内、字黒本、字中町、字上町、字立町、字青塚、字湯田町、字湯田、字新町、字御作田、字大久保、字且過湯、字濟明寺、字来迎寺、字小湯脇、字小湯、字小湯之上、字綿湯、字木ノ下町、字千尋、字辻、字八幡町、字祢宣垣外、字弾正、字小久保、字一本柳、字油田、字油田元請場、字元請場、字元請場上手田、字柳田、字五三枚、字大橋下、字河原田、字郷林、字下五三枚、字渋田、字東赤砂、字汐ノ内、字一ツ浜、字中起、字新川端、字渡り上、字梶原、字いかり、字郷林梶原、字四王、字小屋跡、字知切、字入江、字土田、字市街道、字古川、字弥藤蔵、字廣瀬、字四王口、字広瀬、字下馬場、字下見道、字矢木、字中道下、字中道上、字土田道上、字神殿、字上馬場、字専女、字武居、字上ノ段、字濱辺、字湖浜及び字入道堂地内において事業地を変更する。

下水道課

○長野県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年8月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部守一

- 1 路線名 147号
- 2 供用を開始する区間
南安曇郡豊科町大字高家1364番の1地先から
南安曇郡豊科町大字高家1229番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年8月5日

道路維持課

○長野県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年8月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部守一

- 1 路線名 上高地公園線
- 2 供用を開始する区間
南安曇郡安曇村4466番の9地先から
南安曇郡安曇村4466番の9地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年8月8日

道路維持課

○長野県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年8月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部守一

- 1(1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
中野市大字江部字下道1450番の2地先から
中野市大字江部字丸木橋1148番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年8月5日
- 2(1) 路線名 中野豊野線
- (2) 供用を開始する区間
中野市大字片塩字山伏塚596番の2地先から
中野市大字安源寺字清水421番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年8月5日
- 3(1) 路線名 中野小布施線
- (2) 供用を開始する区間
中野市三好町二丁目397番の2地先から
中野市大字中野字谷地際257番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年8月5日
4(1) 路 線 名 中野小布施線

(2) 供用を開始する区間
中野市大字新保字中野道47番の1地先から
中野市大字篠井字家浦126番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年8月5日
5(1) 路 線 名 湯田中停車場線

(2) 供用を開始する区間
下高井郡山ノ内町大字平穩字欠端4334番の1地先から
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字上条境2801番の13地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年8月5日

道路維持課

○長野県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年8月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守 一

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 上高地公園線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南安曇郡安曇村4466番の9地先から 南安曇郡安曇村4466番の9地先まで	旧	m 5.2~57.6	km 0.6707
同 上	新	5.2~57.6	0.6707
		5.2~68.0	0.7590

道路維持課

○長野県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年8月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年8月5日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 信濃信州新線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上水内郡信濃町大字柏原字黒姫4481番の63地先から 上水内郡信濃町大字柏原字黒姫山4289番の81地先まで	旧	7.2~29.0	1.7733
同 上	新	8.8~30.0	1.7325

道路維持課

○長野県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年8月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 5 日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 403号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
中野市大字江部字下道1450番の2地先から 中野市大字江部字丸木橋1148番の2地先まで	旧	8.0~13.4	0.2400
同 上	新	10.6~14.3	0.2400

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 中野豊野線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
	中野市大字片塩字山伏塚596番の2地先から 中野市大字安源寺字清水421番地先まで	旧	8.3~15.5	0.2000
同	上	新	10.1~17.6	0.2000

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 中野小布施線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
	中野市三好町二丁目397番の2地先から 中野市大字中野字谷地際257番地先まで	旧	7.6~19.0	0.3710
同	上	新	11.4~29.2	0.3710

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 中野小布施線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
	中野市大字新保字中野道47番の1地先から 中野市大字篠井字家浦126番地先まで	旧	4.4~12.0	0.7800
同	上	新	5.9~20.3	0.7717

- 5(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 湯田中停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下高井郡山ノ内町大字平穩字欠端4334番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字上条境2801番の13地先まで	旧	m 4.4~11.0	km 0.4608
同 上	新	7.7~13.5	0.4608

道 路 維 持 課

○長野県告示第416号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了した。

平成14年 8 月 5 日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工事完了の日
幹 I - 2 号線	下伊那郡根羽村3370番の1地先から 下伊那郡根羽村3370番の1地先まで	道路改良	平成14年 7月11日

道 路 維 持 課